

## 第7回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年9月5日(木) 午後2時00分～午後3時43分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】(12人)  
2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、6番 山中 譲  
7番 金子孝子、8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、  
11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好市  
【推進委員】(4人)  
1番 大石正幸、4番 宮川建作、5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、  
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(2人)  
1番 小谷健児、5番 濱口佳史  
【推進委員】(3人)  
2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、7番 福井正一

### 5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議

議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(1件)  
議案第2号 農地法第4条許可申請(県知事許可)について(1件)  
議案第3号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(1件)  
議案第4号 非農地証明願について(3件)  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について  
議案第6号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について

- (3) その他の討議・報告事項について
  - ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

#### ○その他

- ・農地パトロールの日程について

議 長 9月の定例会を始めたいと思います。

台風10号以降、大変毎日毎日もう長雨で苦労している皆さんも多いと思いま  
す。昨日ですか、九州の方で大きな災害があったようでございます。昨日は、

また三重県の方で浸水被害があったようでございます。いつ、どこで、どんなになるか分かりませんので、十分に気を付けていただきたいと思います。

今日は欠席者 5 名おまして、小谷さん、浜口さん、広瀬さん、平野さん、福井さんとなっておりますが、会としては成立をしておりますので始めたいと思います。

議事録署名人ですが、野坂君とハジィフ泉さんをお願いをしたいと思います。

議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請について 1 件出ております。

事務局の方へ説明お願いいたします。

事務局 それでは議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請が 1 件出てきております。

番号 1、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町上川口字中屋敷 957 番、畑 59 m<sup>2</sup>。同じく、黒潮町上川口字中屋敷 959 番、畑 105 m<sup>2</sup>。同じく、黒潮町上川口字中屋敷 960 番 1、畑 80 m<sup>2</sup>。同じく、黒潮町上川口字中屋敷 967 番、畑 82 m<sup>2</sup>。以上、理由としましては、所有権を売買・移転後、許可あり次第、所有権を移転となっております。

資料の方は 3 ページからご覧ください。3 ページは航空写真での位置図となっており、上川口の郷地区のほぼ奥の鉄道側の集落の中の農地となっております。

4 ページの住宅地図で見れば、ほぼもう住宅から奥の鉄道沿いの方の農地がほぼ何筆かある中で、1 筆ちょっと離れてある所になります。

5 ページを見ていただきましたら、上川口の郷地区の集落のほぼ奥なので、大体場所が分かると思います。

6 ページが構図となっております。

7 ページ、8 ページが現況の写真となっております。7 ページでは 3 筆が隣接して畑となっております。8 ページが少しその 3 筆より離れておりますけれども 1 筆、少し離れた場所がございます。

最後に 9 ページになります。農地法第 3 条の調査書です。

譲受人、〇〇〇〇さん、譲渡人、〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号の全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からして耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者として、ご本人さんと息子さんの 2 人。所有機械に関しましては、キャラクター 1 台、耕運機 1 台、田植機 2 台、コンバイン 1 台となっております。こちら全部効率につきましては、該当はしません。

第 2 項第 2 号につきましては、農業生産法人以外の法人として、譲受人は個人であり、適用はありません。

第 2 項第 3 号の信託につきましても、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号、農作業常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要の日数につきましては年間250日の農作業日数ということで、こちらも該当はいたしません。

第2項第5号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めまして4,000㎡、40aということで、こちらも該当はいたしません。

第2項第6号、転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地でありまして、転貸には該当はいたしません。

最後に、第2項第7号につきまして地域調和に関しましては、所有権移転後は、引き続き季節野菜の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。こちらは農用地区域外となっております、利用権の設定は全てありません。

事務局としましては問題ないと判断します。以上です。

議長 今、事務局の方から説明が終わりましたが担当委員さんは、〇〇さん、お願いします。

金子委員 9月1日に〇〇さんと〇〇さん宅へ行きました。〇〇〇〇さんは以前、〇〇〇〇に住んでおられたのですが、現在、〇〇〇〇の方へ住まいを全て移しているそうですので、残っている農地をどなたかに借りてもらいたいということで声掛けをしたら、〇〇〇〇さんが譲り受けをしようかということになったそうです。

野菜を植えたり、それから柿の木やミカンの木が植わったりしており、これを使って作っていききたいということなので、問題ないかと思います。

そして、息子さんがお勤めをしているので、息子さんに手伝ってもらいながら農作業をしていくということでしたので、〇〇さんとそしたら大丈夫じゃないかなという話をしたことでした。以上です。よろしくお願いします。

議長 今、〇〇さんの方から詳しい説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、おられませんか。

(質疑等なし)

特に問題はないようでございますので、それでは承認を受けたいと思います。農地法第3条許可申請につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

議案第1号につきましては承認をされました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条許可申請につきまして1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 再び、議案書1ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件出てきております。

申請人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町田野浦字東ミサザイ 2158 番、畑 132 m<sup>2</sup>。同じく、黒潮町田野浦字東ミサザ 2159 番 1、畑 118 m<sup>2</sup>。

申請理由としましては、現在の住居が津波申請区域内であるため高台へ移転したいため、となっております。

資料は 10 ページ以降をご覧ください。

10 ページを見ていただきまして、下田の口から県道を田野浦方面に向かっていただきまして新しい港へ下りていくまで、下田の口からすると左手に位置する農地の一角となっております。

11 ページを見ていただきまして、田野浦方面の集落へ下りていく県道沿いの海手側の県道から少し入った農地の中となっております。

12 ページを見ていただきまして拡大しておりますので、県道から少し入った所の農地だということが分かります。

13 ページが構図となっております。

14 ページが土地利用計画図、および排水計画図となっております。

15 ページが建物内の図面を添付させてもらっております。

16 ページの方が、こちらの方もガレージを設置予定としておりますので、16 ページの車庫の分と 17 ページ、また車庫の側面・立面図となっております。

現況の方は、18 ページに現況写真を付けさせていただいております。田野浦方面から下田の口方面の反対側から撮っておりますので、県道から見て海側の方に少し入っていただいた所の畑の 2 筆を住居の建物に充てる予定となっております。

こちらが農用地の区域に関しましては区域外。利用権の設定に関しましても、2 筆とも利用権の設定はありません。

土地利用計画の内容としましては、駐車場はコンクリート舗装をして、そのほかの場所につきましては砕石を敷設予定となっております。

排水計画につきましては、雨水については敷地内で自然浸透をさせ、汚水につきましては西側道路側溝へ、既設の排水路へ排水の予定となっております。

資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

同意につきましては、隣接地につきましては全て同意済みです。

そのほかの農地区分に関しましては、いったんこちらはその他の農地、第 2 種農地の部分となっております。

事務局からは以上です。

議長 事務局の方より詳しい説明がありました。

担当委員が私でございまして、本人にも話の聞き取りにも行きまして農地の確認をしました。

見てもらったら分かりますが、18 ページの写真にちらっと建物みたいなものが右手に写っており、現在、ここは車庫でございます。この右手に〇〇〇〇さんという人が、十数年前に家を建てておまして、もう既にここの隣については宅地ということで家を 1 軒建てておられます。昔は、ここはミサザイダバといまして、ミカンのモデル地区としてずっと畑があって、現在はほとんどもう耕作放棄。この上がり口の〇〇〇〇さんの下に 1 軒、別な人の名義であります。ここはブントンをちょっとだけ植えておまして、その道から反対側にはアガパンサスいうものをちょっとだけ植えており、あとについては、奥の方はほとんどもう耕作放棄しております。この〇〇〇〇さんのところについても、現在もう草ぼうぼうで耕作はしておりません。

理由としましては、さっき事務局が言いましたけど高齢の母親もいて、津波が来たらすぐにも浸かり流されるような所で、どうしても高台に移転をしたいということで今回修正に挙げました。

そして、隣にも家があるので問題はないのではないかというふうに、自分も判断をしております。

自分方からは以上でございます。

何かこの件につきまして質問・質疑がある方。

〇〇委員 これは標高がどれぐらいありますか。

議長 標高は、かなり高いね。20 以上あると思う。

この県道がありますが、県道を挟んで、田の口方面から行きますと田野浦方面に向かって右側は国営団地がずっと広がっており、それで左側は昔からの畑で国道を 1 つ挟んでおります。右側については許可にならないと思いますが、左についてはもう今からはそういう案件が出てくるのではないかと自分は判断をしております。

以上です。

〇〇委員 この辺、公園関係で何か、どこが境か分からないが、家を建てられんところになっているとか、そういう話を耳にしましたが、その境はどこですか。

事務局 今回申請があったときに、ここは公園区域の微妙な所なので、そこは幡多土木で確認してくださいということです。

幡多土木の方に確認していただきまして、大体公園の区域の境が目安で、こちらから行くと峠を一番てっぺんに東屋の小屋がある所ですが、大まかにいくと大体あの辺りぐらいからこちらが公園区域に入るみたいです。今回申請の予定地は公園区域外ということはもう県の担当者の方に確認しています。問題はないと思います。

議長 昔、東屋からちょっと下ったところに大岩という地名があり、あそこから東側が公園区域で、現在、今倉が太陽パネルをやっており、あその辺りから入野

寄りの方が公園区域ということですが、フクシロという山がありまして、あそこが区域になっていたという事です。

現在の所で、ミサザイいうところは外です。いいですか。

ほかに、何かありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思います。

それでは、4条許可申請につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

4条許可申請につきましても承認をされました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条許可申請について1件出ております。

事務局より説明をお願いします。

事務局 再び、議案書1ページをご覧ください。

議案第3号、持法第5条の規定による許可申請が1件出てきております。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字東早崎3357番、畑519㎡のうち291.87㎡。

理由としましては、譲受人〇〇〇〇ほか2名は、譲渡人〇〇〇〇から申請地を贈与後、住居を新築したためとなっております。

資料は19ページ以降をご覧ください。

19ページ、航空写真の位置図となっております。今回、申請位置につきましては、早咲に唯一あります避難タワーがございます。その避難タワーのすぐ真下といいましょうか東隣りの隣接した農地となっております。

20ページの住宅地図で、ちょっと自分の方で手書きさせてもらっておりますが、申請地のすぐ西側に避難タワーが建っております。

21ページの航空写真で拡大をしていただきますと、今回申請地の所と、あとすぐ西側に避難タワーが現在あります。

32ページが構図となっております。

23ページ、24ページが土地利用計画図と、および排水計画図となっております。

最後の25ページが現況の写真となっております。こちらで見ていただいた方が分かりやすいと思いますが、今回申請地の西側にこのような避難タワーが隣接しております。

こちらに関しましては、農用地区域は外となっております、利用権の設定もありません。

土地利用計画としましては、駐車場は3台分を予定し、敷地内は碎石を敷設

予定としております。

また、排水計画については敷地内で自然浸透させ、雨水については北側、町道の道路側溝へ排水する予定となっております。

資金計画につきましては、土地購入費については〇〇〇〇ということになっておりまして、建築費が〇〇〇〇。全て合わせまして、〇〇〇〇の予定となっております。

また、隣接の同意につきましては、隣接地は全て同意済みということになっております。

農地区分に関しましても、その他の農地の第2種農地ということになっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がございましたが、  
担当委員さん、〇〇さんです。

〇〇委員 現場を見に行き、避難タワーのすぐ横ということで、畑に今ラッキョウを植えています。

親族の贈与か何かで家を建てるような形になっています。

議長 これ、全部親族が、ここは1軒ですか？

〇〇委員 3軒です。

議長 3軒をここに建てるということ？

〇〇委員 いや、3軒分の土地を〈聴き取り不能〉

議長 3人の土地を1人が建てるのですか？

事務局 事務局から説明すると、遺産分割は3人分。3人で分けて共有して、住むのは実際、譲渡人の〇〇〇〇さんのご兄弟。今回申請、譲受人の〇〇〇〇さんのお父さん。もう亡くなられているそうです。そのお父さんが〇〇〇〇さんのご兄弟で、〇〇〇〇さん、おじさんの方から土地を贈与していただいて、〇〇〇〇さんと奥さんの〇〇〇〇さんは今、〇〇〇〇に住んでいます。下のこちらの申請地に家を建てて、今回家を建てる、町道を挟んだ東側にこの〇〇〇〇さんのお母さん、〇〇〇〇さんも家があるので、もうお母さんも一緒に2世帯で同居するようになるみたいです。

議長 今日、事務局の方と〇〇さんから説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。  
ないですか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

補助許可申請につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。

補助許可申請につきましては承認をされました。

議案第4号、非農地証明願につきまして3件出ております。

1番よりお願いします。

事務局 それでは議案書2ページをご覧ください。

議案第4号、非農地証明願が今回3件出てきております。

まず1件目、願出人、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町上川口字西高山177番、畑46㎡。理由としましては、平成2年頃から農業用倉庫が建ち、現在に至っているということです。

資料は26ページをご覧ください。

航空写真での地図を起こしております。先ほど3条の農地には近い所に、今回場所もあります。ほぼ上川口郷地区の鉄道沿いの所に、今回の非農地申請地となっています。

27ページの住宅地図でいくと、もうほとんど鉄道の真上の辺りの農地。28ページを見ていただくとよく分かると思いますが、くろしお鉄道のほぼ隣接した農地となっております。

29ページが構図となっており、最後の30ページが現況の写真となっております。

先ほど説明させていただいたとおり、土地のほぼ大半を農業用の倉庫を以前建てられて現在に至っております。一部、軽自動車止めるようなスペースがありますけれども、今後もほぼ農用地として小屋を壊して農地にするということも予定にありませんので、今回非農地ということになっております。

こちら農用地区域は外となっており、用地の設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明がございました。

担当委員さん、補足説明をお願いします。〇〇さん。

〇〇委員 先ほどの1番の〇〇〇〇さんがこの〇〇〇〇さんに借りて、ニワトリを飼っていた小屋だそうです。〇〇〇〇さんも先ほどの方と一緒に、もうこちらに帰ってくることはないので、ニワトリを飼っているところも買ってもらいたいということでお願いされて、今この中にわらから肥料などを入れており、この下に石から粗い目の土などがありましたので、ここはもう農地に戻るとするのは、無理やろうと〇〇さんと一緒に見て回りました。

そういうことなので、非農地証明をお願いしたいということです。

以上です。

議長 今、〇〇さんよりの説明もありましたが、この件につきまして何か質疑・質問等ありませんか。



なかなか、農地として復元は難しいということですが。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

非農地証明願 1 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。

非農地証明願 1 番につきましては、承認をされました。

続きまして 2 番、お願いします。

事務局 議案書 2 ページをご覧ください。非農地証明 2 件目を説明させていただきます。

願出人、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町加持字コドウブン 642 番 2、田 280 m<sup>2</sup>。同じく、字コドウブン 642 番 2、田 280 m<sup>2</sup>。同じく、字コドウブン 644 番、畑 29 m<sup>2</sup>。黒潮町加持字馬ノオ 1200 番 3、畑 202 m<sup>2</sup>。

理由としましては、今日は 62 年頃から宅地の庭および公道への通路として活用し、現在に至っているということです。

資料は 31 ページをご覧ください。

31 ページの航空写真での位置面となっております。国道 56 号線を小川方面に、クロネコヤマトさんの手前のところから川沿いに入っていった小川方面をずうっと真っ直ぐ町道を奥に入っていくと、今回の申請地になります場所の方まで入っていく所になります。

住宅地図で見いただきますと、今回申請者の〇〇さんの家の西の方の農用地となっております。

33 ページが拡大の写真です。

34 ページ、35 ページが公図となっております。

36 ページ、37 ページ、38 ページが、それぞれ現況の写真となっております。見ていただいたとおり 36 および 37 に見ていただきましたら、もうだいぶ前から宅地の敷地の地図となっております。

38 ページに関しましても、山ののり面の部分もあり、道路の地図に掛かった所もございます。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がございました。担当委員さんの方、〇〇さん。

〇〇委員 36 ページを見てもらっても分かるように庭の一部となっております。37 ページの方も庭の一部になっていて、もう農地としては使えないだろうと。

38 ページの方は、山というか山のへき地になっていまして、農地としては使用できないと思います。

以上です。

議長 今、〇〇さんより説明がありましたけども、農地としてはなかなか認められないということでございますが。

この件につきまして質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

この1200の3番、この202㎡というのは、農地というより山ののり面になって、もともとこの下に畑があったのですか？

事務局 恐らくそうでしょうね。道に取られた分もありますし、やはり公図を見ると、実際現況の面積と合わない部分がありますので、やはり何かしら昔の古い公図だと思います。

議長 この写真を見る限りでは、農地ではないような気がします。

何か質疑・質問等ありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願2番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

非農地証明願、2番につきましても承認をされました。

続きまして、非農地証明願3番、お願いします。

事務局 議案書2ページをお開きください。非農地証明願3件目、説明させていただきます。

願出人、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町下田の口字ヒエダ873番、畑99㎡。

理由としましては、30年前から耕作をせず、現在は原野になっているということです。

資料は39ページ以降をご覧ください。

39ページに航空写真での位置図を載せておりますが、緑野団地のほぼ南の外れた所に農用地が過去にあったということです。住宅地図を40ページ見ていただきましたら、団地の南側のもう国道の真上の辺りになりますけれども、団地に上がりましても行き詰めのさらにその先の、農地が過去あったような所になっております。

41ページをご覧ください。

拡大していただきました、これ10年ぐらいのいつもの航空写真ですけれども、まだこのときは農地があるのかどうかというのも拡大しても分からないような状況です。

42ページが公図となっております。ただ、隣接の「宅地」とある「幡多郡大方町」となっていますが、現在は黒潮町の方の土地となっております。恐らく、こちらはもうほぼ団地ののり面になっていると思います。

最後の43ページを見ていただきましたら、現況の今の状況です。団地内の宅

内の町道の道路がこれ以上行かないようにガードパイプで行き止まりとなっております。そのさらに先の草が生い茂った所が、今回の非農地証明の申請地となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明が終わりましたが。

担当議員さん、〇〇さん。

〇〇委員 40 ページの写真見て、大方運送の所から上がって行きまして、ちょうど頂上でした。この 41 ページの写真見て、最後のページには、公園って書いていますが、現状は、草が生い茂って。こちらは、畑にはできないと思われま

議長 この件につきまして何かありませんか。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願 3 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

3 番につきましても承認をされました。

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 冊の資料をお手元によりしくをお願いします。

表紙をめくりまして裏表紙、1 ページをご覧ください。議案第 5 号、農用地利用集積計画につきまして説明させていただきます。

まず、整理番号 1-43 (大方 1-43)、貸付人、〇〇〇〇。借受人、〇〇〇〇さん。設定期間につきましては、令和元年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの 2 年間となっております。設定する土地につきましては、入野字新明 7425 番、現況、田となっております。面積につきましては 1,290 m<sup>2</sup>、作物につきましてはキュウリとなっております。反当たりの賃借につきましては〇〇〇〇となっております。

続きまして、1-44 (大方 1-44)、貸付人、〇〇〇〇。借受人、〇〇〇〇さん。設定期間につきましては、令和元年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの 7 年間となっております。利用権を設定する土地につきましては、入野字山手 7487 番、現況、田となっております。面積につきましては 3,003 m<sup>2</sup>となっております。内容につきまして作物はキュウリとなっており、反当たり、こちらと同じく〇〇〇〇となっております。

続きまして、1-45 (大方 1-45)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇となっております。設定期間につきましては、令和元年 9 月 6 日から令和 11 年 9 月 5 日までの 10 年間で、設定する土地につきましては、出口字シンガイの 3182

番、畑。面積は2,150㎡。同じく、出口字シンガイの3194番、現況畑の549㎡となっております。作物につきましては、こちら果樹となっておりまして、年間反当たりが〇〇〇〇となっております。

こちらの〇〇〇〇さんの土地を県の〇〇〇〇が借り受けた後、その後、〇〇〇〇さんと利用権の設定を予定しております。

続きまして、1-46（大方1-46）、引き続き1-47（大方1-47）、同じく1-48（大方1-48）、貸付人が、〇〇〇〇さん。2人目、〇〇〇〇さん。3人目、〇〇〇〇さんが、借受人、〇〇〇〇となっております。設定期間につきましては、3筆とも同じで令和元年9月6日から令和11年9月5日までの10年間となっております。設定する土地につきましては、1件目につきましては田野浦字家ノ前1794番3、畑、918㎡。2件目、田野浦字塩入3523番、畑、213㎡。3件目、出口字梅ノ木谷839番2、畑、503㎡。3筆とも果樹となっております。年間反当たりが〇〇〇〇となっております。

以上の3件を〇〇〇〇と利用権設定後、その後、〇〇〇〇と利用権の設定となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。

何かこの件につきまして質問・質疑ある方、挙手をお願いします。

酒井委員 利用権設定が特別短いようですが、2年間。その下は7年間。どうしてですか？

事務局 〇〇〇〇と〇〇〇〇さんとの利用権設定につきましては、長期期間ではなくて、2年間の契約ということであったん利用権を設定した後に、また今後どうするか、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの話し合いであったん、短い期間かもしれませんが2年間でやられる予定になっております。

ほかにも、研修生の中で1年間の非常に短い期間での研修生と利用権の設定も過去にありますので、短いからといって特段珍しいことでもないですけれども、公社の方は研修生を育てるために、相手の方にも状況もよりますけれども長かったり短かったりで、研修生卒業した後にそのハウスを、相手とも話し合って何年間の利用権を設定するかというのはその方との話し合いで決まるような状況です。

以上です。

議長 この件につきまして何かほかに質疑・質問ありませんか。

ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですか。

（質疑等なし）

それでは、この利用権の設定につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

議案第5号につきましては承認をされました。

続きまして議案第6号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 資金の計画に関する協議書をお願いします。

今回は、5件となっております。

1件目、〇〇〇〇さん。内容が被覆更新費となっております。資料は1ページ以降をご覧ください。

1ページをご覧ください。今回、借入申込みの金額につきまして〇〇〇〇となっております。〇〇〇〇となっております。

元金償還額が、第1回目が〇〇〇〇、第2回目以降も〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法・時期につきましては、年2回、5月31日、11月30日となっております。

この借入に関する事業計画につきましては、内容は被覆の更新費、ポリとなっております。

規模としまして、SRHのハウスの1棟分19a、事業費としまして〇〇〇〇となっております。

資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

〇〇〇〇さんの見積書につきましては、5ページに掲示させてもらっております。

また、〇〇〇〇さんのハウスにつきましては、上川口から入りまして蜷川地区に入りまして、蜷川の地区に入りましたところの県道沿いのイチゴを栽培しており、今回のハウスとなっております。

〇〇〇〇さんに関しましては以上です。

議長 〇〇〇〇さんにつきまして質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

これは、屋根の被覆資材の貸しできて、厚さは？

事務局 見積書の5ページで確認していただきましたら、厚さが「工事名」という所の2段目、3段目に厚みが載っております。

議長 0.15やね。大抵高いね。

何か質疑・質問ありませんか。ないですか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、〇〇〇〇君につきまして承認をいただきたいと思います。

〇〇〇〇君の借入資金計画につきまして承認されます方、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

〇〇〇〇君につきましては承認をされました。

続きまして、〇〇〇〇君についてお願いします。

事務局 それでは 2 件目、申請される方は〇〇〇〇さんにつきましては、内容はレンタルハウスのリース料となっております。

資料は 7 ページからご覧ください。

7 ページを見ていただきまして、真ん中に今回の借入申し込み金額が〇〇〇〇となっております。

元金の償還額につきましては、〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法や時期につきましては年 2 回の、5 月 31 日、11 月 30 日となっております。

この借入に関する事業計画につきましては、事業はレンタルハウスのリース料となっております。

規模につきましては、AP ハウス 1 棟、1,620 m<sup>2</sup>。間口 6m の 69m、2 連棟。もう一つが、間口 6m の 66m の 2 連棟となっております。

事業費に関しましては〇〇〇〇となっております。

資金計画としまして、〇〇〇〇となっております。

佐野さんの方ですが、11 ページがレンタルハウスの契約書の案になっております。また、支払い等の年の支払いの利用料の計算がされております。

12 ページから 15 ページが、今回の建てるレンタルハウスの図面となっております。

〇〇〇〇さんの今回新しく建てるハウスの場所につきましては 16 ページ、赤枠でくくっておりますが、岩合代の鉄道の田ノ口小学校側の方の、今、ハウスがほぼ出来上がっておりますけれども、目に留まる所に予定をしております。

〇〇〇〇さんは以上です。

議長 何か質疑・質問ありませんか？

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この佐野英利さんの借入資金計画につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

〇〇〇〇さんにつきましては承認をされました。

3 番、鍋島佑介さんにつきましては、事務局の方で説明をお願いします。

事務局 3 件目、〇〇〇〇さんにつきましては。内容は先ほどの〇〇〇〇さんと同じく、レンタルハウスのリース料となっております。

資料は引き続き 17 ページ以降をご覧ください。

今回、借入金の申込金額は〇〇〇〇となっております。元金償還額、第 1 回目〇〇〇〇、第 2 回目以降〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法や時期につきましては今までどおり、先ほどご説明した年 2 回の 5 月 31 日、11 月 30 日となっております。

この借入に関する事業計画につきましては、事業はレンタルハウスのリース料。

規模につきましては、AP ハウスの 1 棟、2,232 m<sup>2</sup>。間口 6m の 66m の 2 連棟。および、間口 6m の 60m の 4 連棟となっております。

事業費が〇〇〇〇となっております。

資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

〇〇〇〇さんのレンタルハウスにつきましては、また先ほどの〇〇〇〇さんと同じく、23 ページにレンタルハウスの契約書の案と返還等の資料の分になっております。

24 ページから 27 ページが、今回〇〇〇〇さんのレンタルハウスの図面となっております。

最後、28 ページに、今回新設されます〇〇〇〇さんのレモンを行う予定のハウスにつきましては、先ほど〇〇〇〇さんのハウスと比べまして、鉄道を挟みまして同じく下田の口の岩合代にあります。国道からは鉄道で見えにくい所で、岩合代の中の一角となっております。近くに〇〇〇〇さん、今は息子さんがやられています。〇〇〇〇さんのハウスの西側の方となっております。

〇〇〇〇さんのレンタルハウスの件につきましては以上です。

議長 今、事務局の方より説明は終わりましたが、この件につきまして何か質疑・質問等ありませんかね。

鉄道の田の口側になるよね。馬野々の側へ。

事務局 はい。そうです。

議長 全部レモン？

事務局 全てレモンです。先ほどの〇〇〇〇さんもそうです。

伊芸委員 このレンタルハウスは、この黒潮町に住んでいなくてもいいのですか？

事務局 私が把握している内容では、住所は黒潮町になくても、黒潮町で認定農業者の認定をしていれば確か資格があるということで、県の補助申請に該当できるということは確か、もうそこは昔と変わってないところです。

住所はあくまで、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の方ですけども、黒潮町で認定農業者へもう何年か前からなられているので、レンタルハウスとか建てる側に関しましては黒潮町の農業を支える認定農業者の一人として施設園芸の補助事業等は活用できる該当者になっているはずですよ。

議 長 居住区は〇〇〇〇であっても作っている所は黒潮町ということであれば、その黒潮町の認定農業者であればいいということですか？

事務局 そうですね。

議 長 いいですか。ほかにありませんか。

(質疑等なし)

これはあくまでも J A の近代化資金の借り入れ資金計画よね。

事務局 そうです。

議 長 ないようでしたら、〇〇〇〇さんについて承認を受けたいと思います。

〇〇〇〇さんの借入資金計画につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

〇〇〇〇さんの 2 番をお願いします。

事務局 先ほどと同じく〇〇〇〇さんですけれども、先ほどはレンタルハウスのリース料での近代化資金の資金借入計画でしたけれども、今回 2 件目、同じく〇〇〇〇さんの今度はレンタルハウスの付帯設備料の方の 2 件目の説明をさせていただきます。資料は 29 ページをご覧ください。

先ほどと同じく、資料の 29 ページの真ん中を確認、お願いします。

今回、借入れ申込金額が〇〇〇〇となっております。

元金償還額が、第 1 回目が〇〇〇〇、第 2 回目以降も同じく〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法および時期は、今まで、先ほど説明させていただいたと同様年 2 回の、5 月 31 日、11 月 30 日となっております。

この借入に関する事業計画につきましては、事業の内容はレンタルハウスの付帯設備となっております。

規模としまして、被覆、ポリですね。AP ハウス 1 棟分、2,232 m<sup>2</sup>分。

事業費が〇〇〇〇、および灌水設備、AP ハウス 1 棟分、〇〇〇〇。合わせまして、〇〇〇〇となっております。

資金計画につきましては、先ほどの合計金額の所要資金が〇〇〇〇となっております。

引き続きまして〇〇〇〇さん、35、36 ページに見積書を付けさせていただいております。

その後、37 ページにつきましては、町のレモンの産地化の事業費補助金の変更の決定通知書ですけれども、そちらを添付させてもらっております。

事務局からは以上です。

議 長 〇〇〇〇さんのレンタルハウスの先ほどのハウスの付帯設備の借入金につき



まして質問・質疑ある方、挙手願います。

議長 被覆と換気設備を一緒にすることは、出来ないのですか？

議長 レンタルハウス込みで？被覆の場合はどうやろう？

事務局。聞いていますか？

事務局 J Aの方で近代化を貸すのに、今度返してもこの償還期限。物で、金額で返還期限が違うので、そこは一緒にするとすごく複雑になるので今回分けましたということは、〇〇〇〇から聞いています。

ですので、今回ちょっと複雑いうか、同じ人ですけど物が借りる、また償還期限も違うので、別個で新規の一件、一件の扱いで近代化資金を借りますということで2件分、同じ人です。

議長 レンタルハウスの分と、その被覆資材とかの分の補助金の違いというものがあるがやないが？被覆資材には補助金がかんがやないが？で、ハウスそのものには補助金がつくが、被覆とか灌水設備なんかには補助金がかからないから、こういうふうに分けてやっているよね？

事務局 会長がおっしゃったとおり、レンタルハウスの補助自体はハウスの建物と、一部の確か付帯施設が昔はよかったので、基本ハウスの本体にだけが補助要件になる。それと別個で、今回うちの37ページですか、その施設レモンの補助する事業に乗っ掛けて、今回レンタルハウスのハウス以外で、ポリとか今回出てちょう灌水設備が、補助が対象になりますよということで、恐らくその絡みもあるので別個にしよう。

あくまで県の方はハウス本体だけしか対象には基本なりませんよとなれば、今回、〇〇〇〇さんの2件目の方は、施設レモンの産地化の方の町独自の補助事業で乗っ掛けていけるので近代化を借りるという分やと思います。

議長 ほかに、何か質疑・質問ありませんかね？

(質疑等なし)

ないようでしたら、〇〇〇〇さんのこの付帯設備の借入金につきまして承認を受けたいと思いますが。

この件につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

〇〇〇〇さんの方につきましても承認をされました。

続きまして、〇〇〇〇さんにつきまして事務局の方で説明をお願いします。

事務局 5件目の〇〇〇〇さんの説明をさせていただきます。

〇〇〇〇さんの内容につきましては、今回、加温機の更新費となっております。資料38ページ以降をご覧ください。

38ページ真ん中の説明をさせていただきます。

今回、**借り入れ申込金額**につきまして〇〇〇〇となっております。

元金の償還額は、〇〇〇〇となっております。

この借入に関する事業計画につきましては、内容は加温機の更新となっております。

規模につきましては、ネポンHK60217TCV、1台、〇〇〇〇。ネポンBEP-3P2252、1台、事業費〇〇〇〇。続きましてネポンNT-145、1台、事業費〇〇〇〇。消費税〇〇〇〇をすべて足しまして、合計〇〇〇〇となります。

資金計画は、〇〇〇〇となっております。

その下の段に、特記事項としまして補助金額の内訳がございます。黒潮町ハウス整備事業で〇〇〇〇、JAの園芸用ハウス修繕助成金で〇〇〇〇、あと黒潮町の施設レモンの産地化の支援事業で〇〇〇〇の、合わせて〇〇〇〇となっております。

〇〇〇〇さんにつきましては44ページに見積書を載せております。

45ページから47ページが、先ほど3つの補助金の交付決定通知書を付けさせていただいております。

今回の対象となる加温機のカatalog等を載せております。53ページに赤い蛍光ペンで丸を付けておりますHK6027TCVが、今回の対象の加温機となっております。

あとはカatalogの主要内容になっておりまして、最後になりますが、杉本さんのハウスですけれども、蜷川の旧蜷川小学校奥をずうっと県道沿いを奥になりますと、平見の手前に路上整備した一番奥の土地の所側になりますけれども、そちらに農家のハウスがございます。今回、そちらで加温機の購入予定となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より〇〇〇〇君につきましての説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手願います。

〇〇委員 今回のこの加温機の更新ということですが、このハウスは新しいと思われるが、今まで使っていたのは何年使えたのですか。

事務局 ハウスも新しいです。3年ぐらいになります。

〇〇委員 新しいハウスでして、ほかの人から貰ってきた暖房機を付けていたが、音がうるさくて近所から苦情が来て、「あ、やっぱり古いがはいかんね」という話を聞きまして、それで、新しい暖房機をここへ。この60ページのだいぶ下です。小学校の辺りの下にハウスを建てます。

事務局 今回入れる加温機の所は、旧蜷川小学校のすぐ東側です。

議長 はい。分かりましたかね？

ほかに、何かありませんかね。

質問、いいですかね？

(質疑等なし)

ないようでしたら、〇〇君についても承認を受けたいと思います。

〇〇〇〇君の借入資金計画につきまして承認されます方、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

〇〇〇〇君につきまして承認をされました。

実家第 6 号につきまして全て承認をされました。

それでは、その他の討議・報告事項について。

事務局の方より説明、お願いします。

事務局 議案書は第 6 号で終わりましたが、その他の方で書かせていただいていますけれども、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ということで今回ちょっと案件を出させてもらっております。

資料の方は、本日お配りしました中に 2 枚で両面であります。黒潮町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」ということである文になります。

事務局からの説明をさせていただきます。

こちらの指針について、なぜ皆さんの決裁をいただかないかということの説明をさせていただきますと、春から今年度は最適化交付金というのを国、県を通じてやろうということになっており、その中で、その最適化交付金の事業を事業取り組むに当たって、国の方はまずこの指針を作ってくださいということです。本来なら、平成 28 年度にその最適化交付金の事業が始まると合わせたときに、町の農業委員会にそれぞれ作る、努力義務でしたけれども作っておくべきでした。当時は最適化交付金を活用しなかったので作ってなく、今年度から活用するという方向性で取り組むということになりました。このたびこの指針をどうしても作らざるを得なくなりましたので、内容を皆さんに確認していただきまして、これを正式に県を通じて国の方に提出するという流れになります。

実際、交付金の方がこの後実施計画とあって、申請書みたいなものがまた来週締め切りで、この指針と併せて県の方に提出もする予定にしております。

内容を皆さんに確認をしていただきたいのが、第 1 の基本的な考えとして、こちらもそうですが、今まで取り組んでいます周りの市町村も基本は農業会議というところから大体ひな形、「こういった文章で参考にしてください」というものを参考にしながらそれぞれの市町村の数値等を入れていただいて、あんまり大きくは変わらないが、若干その市町村によって作り込みが、若干文言とか表現とか変わっているところもあります。今回黒潮町は必要最小限の文面にしまし

た。

まず基本的な考え方があり、その後、第 2 の具体的な目標と推進方法で、遊休農地の面積等を掲示させてもらっております。平成 31 年の 3 月時点での黒潮町管内の農地面積がありまして、まずこれが 3 年後に遊休農地をどれだけ下げさせていくか。最終的に、令和の 6 年 3 月にどれぐらい下げるかというところ です。

国の方は、遊休農地をゼロにする目標をしてくださいという案はありますが、ゼロにするということは今のご時世、絵に描いた餅になります。市町村によってはゼロにする目標数字を入れている所もありますが、あまりにも非現実的なので、うちとしては毎年、あまりにもかけ離れ過ぎないような目標で、この遊休農地以降も大体数字を表になっているところは事務局の方で、例年の数字を上下しながら数字を入れさせてもらっております。

遊休農地、対象面積の最終的に令和 6 年 3 月に、うちの農地面積からして 3.1% にすれば素晴らしいことかなと思っております。

次に、裏面にいきまして、遊休農地の発生防止についての取り組みや、また、農地中間管理機構との連携に向けて簡単に載せております。

その後、担い手への農地利用の集積や集約につきましても、こちらも現状を載せてもらっており、また 3 年後、最終的な目標の令和 6 年の 3 月の目標に向けての集積率を、おかしくない数字を載せさせてもらっております。

その後、また担い手への、また今年度から本格的に始まる「人・農地プラン」への、また農業委員さんがやらなければいけないことを明確化にさせて文章にさせてもらっております。

最後に新規参入者の個人や法人の取り組みといいたいでしょうか、今後のまたこれも目標の方も載せております。

うちの指針としましてはもう必要最小限、あまりにも言葉がどっさりの、読み込むにもちょっと見るにも大変なよりも、もうできるだけ必要最小限のすっきりした形の指針で出していこうかなと思っております。また皆さんも中を見ていただきまして、ちょっとおかしいよという所がありましたらまた意見をいただきまして、暫時直して県の方に提出したいと思えます。

いったん、事務局からは以上です。

議長 以上、事務局から説明がありました。ちょっと分かりにくいところがあるかと思いますが、一応県の方に書類として出さないといけないので、黒潮町としてこういう方向でいくと。これの承認を皆さんにもらわないといけないということでございました。

〇〇委員 農地面積 875ha ありますが、これはどこから出た数字ですか？

事務局 事務局から説明させていただきます。

〇〇委員さんは多分、今回初めて議員になられたのでまだ見たことないかもしれませんが、まず農業委員会として、その年のどういった目標を持って、どういう活動をしないといけないかという、その最適化の行動活動というのを毎年事務局の方が作成して、国の方が義務付けで6月30日までに公表してくださいという義務的なものがあり、その年の目標、1年間を振り返って、次の年にその年の反省とか結果で、農地転用を何件取り扱ったとか、パトロール、来週から回ります遊休農地の面積はどれぐらいになって、その集計したものとか、評価もまた次年度にやって、また次年度はその年の目標設定するものがあり、その中に決まり事というか、その面積をどう捨るかというのがあります。

〇〇委員さんのおっしゃられる管内の農地面積につきましては、まず、黒潮町の耕地面積と作付面積の統計資料が国の農林水産省の本署の方で、年度の途中ぐらいに毎年その年の面積とか公表しています。いよいよ来週から皆さんで回る遊休農地のパトロールで、遊休農地の中でもいろいろそのランクがありまして、午前タイプとかいろいろその案文があり、その中で、1号とか2号とかいう農地を振り分ける部分があります。その中で1号農地「今、草刈ったら、耕したらすぐ農地に戻りますよ」という。一見遊休農地だが、耕したらまたいずれば戻れるかもしれないという遊休農地を合わせた農地面積で記入してくださいということになって、そのところで、31年の3月時点では黒潮町は合わせて875haあるということです。

〇〇委員 農水省の統計の数値、センサスですか。

事務局 センサスではないです。また、センサスはセンサスでまた別個で、時間のあるときに、またうちのホームページで農業委員会のところに公表しています。センサスはどこそこに記入ということで表があります。農林業センサスとはまた別です。農林業センサスだと5年に1回だったと思います。その数字はまた別個の方で書きなさいねという表がありまして、それとは別で、耕地面積になるとどういうふうに国が調べているか分からないので、毎年更新で、若干面積が変わってたりします。

〇〇委員 その数字が875、31年ですか。

事務局 そうですね、31年3月で、うちの方で最新が、農地面積として875。

ただ、農地面積も取り扱いがいろいろ細かくて、この875が絶対正確かというともた違う分もあり、どうしても、はや農地台帳になるともっと広がって1,350㎡とか黒潮町内ではすごい面積になり、実際、非農地になって放棄地になった所もあると思います。そんなところで抽出しています。

議長 台帳では分からんね。山の方はもう作ってない所がほとんどで、県の方に出す指針として、こういうふうな形でいいかと思います。

いいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、承認を受けたいと思います。

事務局が作成したこの書類につきまして承認されます方、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

黒潮町農地等の利用の最適化の推進に関する指針としまして承認をされました。

いったん、議事録の関係で、ここで記録を止めたいと思います。その後、その他の討議をします。

(午後 3 時 43 分終了)